

令和8年度(2026年度)「熊本地震の日」周知啓発等業務委託 基本仕様書

1 業務名 令和8年度(2026年度)「熊本地震の日」周知啓発等業務委託

2 目的

TKB48避難所訓練及び熊本市特別防災訓練(※)と連携した防災啓発イベントの開催を通じて熊本地震からの10年で進化した防災力を市民(子どもから大人まで幅広い世代)に感じてもらい、防災意識の向上を図るとともに、熊本地震の記憶・記録・教訓を次世代へ伝承する。

また、令和4年10月施行の熊本市防災基本条例で定めた4月16日の「熊本地震の日」について新聞、SNSなど各種媒体を通じて周知広報を行う。

※熊本市特別防災訓練については、訓練の実施内容が未定

3 履行場所 熊本市内 ほか

4 履行期間 契約締結日から令和8年(2026年)7月31日まで

5 委託内容

- (1)サンロード新市街における防災イベント
- (2)アクアドームくまもとにおける宿泊体験イベント
- (3)「熊本地震の日」周知啓発広告等の作成・掲載
- (4)白川夜市他1会場(予定)での防災をテーマにしたブース出展
- (5)写真撮影、報告書の作成

6 委託詳細

※提案上限額は13,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)とする。

ただし、熊本市が企画・指定する事業についても運営し、それらに要する費用2,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)を見積に含め提案すること。

(1)サンロード新市街における防災イベント

①実施日時 令和8年(2026年)5月の日曜日のうち熊本市が指定する日(午前10時～午後4時を想定)

②参加者目標 3,500名

③実施内容

A 会場について

会場については、サンロード新市街(熊本市中央区新市街)で実施すること。会場使用料等が発生する場合は見積に含めること。

B 防災啓発イベントの企画・運営

イベントの実施に必要な企画・運営、会場設営・撤収、周知・広報、製作物の準備、参加者の管理など。

[ステージ]

- ・ イベント会場においてステージを設営し、防災啓発につながるとともに、集客効果の高いステージイベントの企画・運営を行うこと。ステージには映像等を投影または放映できる設備一式を準備し、あわせて客席(100席程度)も準備すること。また、イベントで講師を招聘する場合は、講師のアテンドなども行うこと。

(例)

ア ゲスト(有名人)を交えた対談・講座等

イ 歌・楽器演奏等

小学生～大学生(若い世代)のチームによるパフォーマンス

ウ クイズ大会

災害への備えや災害時の対応等についてのクイズ大会を実施し、全問正解者には景品等を贈呈

[ブース]

- ・ 小学生等を主な対象とした体験型のブースを企画し、会場設営・撤収、人員配置等の運営を行うこと。
- ・ 熊本市が指定・使用するブースは、テント2間×3間を6箇所程度と展示ブース用のスペース5m×10mを3箇所程度を想定。なお、企画及び人員配置については不要とする。
- ・ 熊本市が使用するブースにおいて、電源、モニター(60インチ程度)及びDVD再生用の機器等を3セット程度用意すること。

[その他]

- ・ 「TKB48避難所訓練」(※)「熊本市特別防災訓練」(※2)との連携を図るために必要な企画(ステージイベントやブース等)を提案し、その運営等を行うこと。

※「TKB48避難所訓練」の詳細については別紙を参照のこと

※2「熊本市特別防災訓練」との連携については、今回提案は不要

(例)

「TKB48避難所訓練」の実施状況を事前に撮影し、ブース内で放映する 等

- ・ 運営等を担当するスタッフに対し必要な事前研修を実施すること。

C 設営・撤収等の実施

- ・ 設営及び撤収については、熊本市及びサンロード新市街と調整の上、以下の時間に実施すること。

設営 イベント日(日曜日)の午前8時30分まで

撤収 イベント終了後

※アーケード内への車両の乗り入れ可能な時間は午前0時～午前10時30分まで

- ・ 設営時及び撤収時は安全管理に努めるとともに、滞りなく実施できるよう事前に綿密な計画を作成すること。
- ・ 設営及び撤収に重機等を使用する場合は、必要な手続き等を事前に行うこと。

D 製作物関係

- ・ イベントの開催に必要な看板などの製作物の企画・製作を行うこと。また、製作物の校正・納品期限等については、熊本市と協議のうえ決定すること。

E 警備・安全対策業務

- ・ イベント開催に係る安全対策のため、警備等の計画・管理・運営に関する業務を実施すること。
- ・ 参加者及び一般通行者等の安全確保のため、大会運営上必要な警備計画を作成するとともに、会場及びその周辺における雑踏対応・安全対策に関する業務を実施すること。また、必要に応じ一部交通規制の実施及び必要な手続きに関する業務を実施すること。
- ・ 雜踏警備等を行う必要人員を配置すること。
- ・ 雜踏警備等を行うために必要となる備品等を用意すること。
- ・ 雜踏警備等を担当するスタッフに対し必要な事前研修を実施すること。

F その他

- ・ 定時毎に来場人数の速報値を出すこと。
- ・ イベントにおいて、参加者に対し本委託事業の目的に沿った内容のアンケートを実施すること。
- ・ アンケート項目について、熊本市と協議し決定すること。なお、アンケート項目は5～10問を目安とし、参加者が5分程度で回答することができるようになること。
- ・ 回収したアンケートを集計し、(5)の報告書に含め集計結果を提出すること。集計に際しては、グラフ等を活用しわかりやすいものとすること。

(2)アクアドームくまもとにおける宿泊体験イベント

①実施日時 (1)のイベント実施日前日の土曜日午後4時～翌日曜午後2時(予定)

②参加者 最大60名

③実施内容

A 会場について

会場については、アクアドームくまもと(熊本県熊本市南区荒尾2丁目1-1)の「多目的広場」及び「遊びの広場」を基本で実施すること。会場使用料が発生する場合は見積に含めるこ

と。

B 宿泊体験イベントの企画・運営

同日・同会場で熊本市が実施する「TKB48避難所訓練」の居住用シェルター宿泊体験の実施に必要な企画・運営、会場設営・撤収、周知・広報、製作物の準備、参加者の管理など。なお、イベントの開催に必要な居住用シェルターの準備及び設営並びに撤収、参加者の食事(※)に係る費用は不要とする。

※参加者の食事について

イベント1日目(土曜日)の夕食

イベント2日目(日曜日)の朝食・昼食

[宿泊体験イベント]

- ・ 同会場で実施する居住用シェルターへの宿泊体験イベントについて、参加者を確保するため様々な媒体を活用し、事前に効果的な広報・募集を行うこと。なお、参加対象者については小学生以下の子どもを含む家族最大60名程度とする。シェルターは1つに2台の段ボルベッドを格納でき、収容人数は2名程度である。
- ・ イベントの円滑な進行のため、参加者募集から参加者決定、イベント参加までに必要な連絡を行う等、参加者管理を適切に実施すること。
- ・ 宿泊体験参加者に対し、イベント2日目(日曜日)午前中に小学生以下を対象とした防災について学べる企画を開催すること。

C 設営・撤収等の実施

- ・ 設営及び撤収については、熊本市及びTKB48避難所訓練の受託事業者と調整の上、以下の日程で実施すること。なお、時間については別途熊本市と調整を行うものとする。

設営 イベント1日目(土曜日)

撤収 イベント2日目(日曜日) ※イベント終了後

- ・ 設営時及び撤収時は安全管理に努めるとともに、滞りなく実施できるよう事前に綿密な計画を作成すること。
- ・ 設営及び撤収に重機等を使用する場合は、必要な手続き等を事前に行うこと。

D 製作物関係

- ・ イベントの開催に必要な看板などの製作物の企画・製作を行うこと。また、製作物の校正・納品期限等については、熊本市と協議のうえ決定すること。

E その他

- ・ 本イベントの運営においては「TKB48避難所訓練」を実施する受託事業者及び熊本市(防災対策課)と十分に連携・調整を行うこと。

(3)「熊本地震の日」周知啓発広告等の作成・掲載

4月16日の「熊本地震の日」、(1)、TKB48避難所訓練及び熊本市特別防災訓練を効果的にPRする新聞広告やSNS広告等について作成、掲載すること。

なお、①及び②は必ず実施すること。③は提案のうえ実施し、④は必要に応じて実施すること。
※アクアドームくまもとにおける宿泊体験イベントの広報・参加者募集については(2)に記載のとおり実施すること。

①新聞広告

熊本市防災基本条例に基づく4月16日の「熊本地震の日」の周知を新聞広告で実施すること。

- ・掲載日 令和8年(2026年)4月16日(木曜日)
- ・掲載媒体 熊本県内のシェアが概ね60%以上のもの
- ・規格 5段1頁 カラー
- ・その他 デザイン制作も行うこと

②チラシ・ポスター作成及び配布

次の制作物についてそれぞれデザイン案を示すとともに、地域や市内の公共施設等に対して広く周知できるよう、効果的な配布を提案すること。また、実際の配布においては、熊本市と協議のうえ行うこと。

- ・ 4月16日の「熊本地震の日」、(1)、TKB48避難所訓練及び熊本市特別防災訓練の周知を行いうためのA4チラシ合わせて10,000枚程度

※上記チラシ(A4)については電子データも提供すること。

- ・上記チラシの内容のA1ポスター30枚程度
- ・上記チラシの内容のA2ポスター150枚程度

③SNS広告、YouTube広告、その他WEB広告等

各種SNS広告、WEB広告等を制作・掲載し、4月16日の「熊本地震の日」、(1)、TKB48避難所訓練及び熊本市特別防災訓練の周知について効果的なPRを行い、結果について(5)の報告書に含めて提出すること。

④その他媒体による周知

①～③以外の方法として、必要に応じて4月16日の「熊本地震の日」、(1)、TKB48避難所訓練及び熊本市特別防災訓練の周知について効果的な媒体を活用した周知を行うこと。

(4)白川夜市他1会場(予定)での防災をテーマにしたブース出展

- ・白川夜市他1会場(予定)にブース出展(1～2ブース程度)を企画し、会場設営・撤収、人員配置等の運営を行うこと。なお、ブースの内容については日頃防災に興味関心がない人など多くの市民に対して周知啓発ができる効果的な内容とすること。
- ・出展場所については熊本市の指定する場所とすること。
- ・開催時期については熊本市と協議の上決定すること(令和8年(2026年)4月～6月の間で各会場1回程度実施)。

(5)写真撮影、報告書の作成

事業全体の実施終了後、(1)～(4)の実施内容について報告書を作成し、各会場で撮影した写真と併せて提出すること。

7 その他

- (1)本業務の実施にあたり、各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2)受託者は、仕様書に記載した業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築するとともに、速やかに委託者と協議を行い、業務実施にかかる計画書(実施内容及びスケジュール)を提出すること。
- (3)事業実施にあたり何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに熊本市に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。
- (4)業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。
- (5)本業務の実施により得られた成果品は、熊本市に帰属するものとする。
- (6)受託者は、本業務の履行にあたって、契約書及び仕様書に明記のない事項が生じた場合や、疑惑が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うとともに、委託金額の範囲内において実施内容の変更等を指示した場合は、それに従うこと。
- (7)災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。